

生駒市人権施策審議会会議録概略版

日 時 平成29年2月22日(水) 午前9時30分～午前11時45分

場 所 市役所201会議室

出席者

委員 丹羽委員、山崎委員、石川委員、芝下委員、渋谷委員、中村委員、
安田委員、山田委員 欠席：石倉委員

事務局 小紫市長、吉岡市民部長、中田人権施策課長、岡西人権施策係長、
川戸人権施策課主査

※会議公開(傍聴者 1名)

配布資料 会議次第

資料1：諮問書

資料2：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に
関する法律」(ヘイトスピーチ)に係る参考情報(その1)、(その2)

資料3-1：他市の人権施策についての市民意識調査

資料3-2：平成25年度男女共同参画・人権についての市民アンケート調査(抜粋)

資料3-3：平成16年度人権問題に関する市民意識調査(抜粋)

審議事項

- 1 生駒市人権施策に関する基本計画の見直しについて(諮問)
- 2 「ヘイトスピーチの提言書」の対応について
- 3 その他

【会議の内容】

(事務局)

<開会、公開の了解><録音許可><議事録公開><欠席者報告>

(市長)

<生駒市人権施策に関する基本計画の見直しについての諮問及び挨拶>

(事務局)

<資料確認>

(会長)

<会長挨拶>

- (会長) 案件1「生駒市人権施策に関する基本計画の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) <案件1「生駒市人権施策に関する基本計画の見直しについて」の概要と、他市の人権施策に係る市民意識調査の実例について説明>
- (委員) 説明の中の数値目標は、何に対する、誰に対するものか。
- (事務局) 生駒市総合計画の中で、人権施策課としての数値目標である。男女共同参画については別計画を策定し、他の計画にも数値目標があるのでその数値目標を含めて作成している。
- (会長) 前回、男女共同参画行動計画策定時にアンケートをするので人権も一緒にという経緯があった。アンケート結果に基づき自治体が対応できる計画を策定する。
- (委員) 今回調査するならば、定点観測ではなくて、新しい視点、意識に重きを置いた項目を入れたほうが良い。
- (委員) いろんな法律の項目や行政問題、障がい者問題も入れてほしい。
- (事務局) 詳細な設問はそれぞれの分野で実施しているのでそれ以外で考えてほしい。
- (会長) 今回は人権単独でアンケートを実施する。
- (委員) 前回のアンケートの設問内容が難しい。
- (委員) 自由記載が多いと面倒。マークシートが良い。
- (事務局) 例として、平成25年度のアンケート調査であれば、「配偶者からの暴力であるDV」に関する設問があり、語句の説明を含めて啓発も兼ねている。
- (会長) 東日本大震災などに関するいじめの項目は入れたほうが良い。
- (会長) 次回、設問のたたき台を提案してもらうので、意見があれば事務局へ提出をお願いします。
- (会長) 次に案件2「ヘイトスピーチの提言書」の対応について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) <案件2「ヘイトスピーチの提言書」の対応について説明>
- (委員) 市ではヘイトスピーチ規制条例をつくることは考えているのか。奈良県へお願いするのではなくて市としての対応が必要である。
- (事務局) どの言葉がヘイトスピーチにあたるのか、市として判断基準がないので、奈良県で判断基準を示してほしい。
- (委員) 施設利用に関して相手が施設申請の内容を言わない場合はどのように対応するのか。ヘイトスピーチが起きたときのために考えるべき。以前、警察も市も何の対応もできなかったのである程度の規制は必要である。
- (事務局) ヘイトスピーチ解消推進法ができてから、ヘイトスピーチが全国的に減っている。
- (委員) 各自治体の条例制定の動きを調べてほしい。
- (会長) 確認であるが、提言書の①専門相談員の設置は提言書に基づき要綱等を作り設置するので異論はない。②被害者の支援はヘイトスピーチだけを特化するとほかとのバランスがとれないので犯罪被害者支援他も含め今後の検討課題とする。③本市施設の利用制限は提言書に基づき表現の自由を踏まえた客観的な基準が必要で指定管理施設の利用規則等の条件も含めて検討課題とする。④県への要望は当市を含めた県下自治体における被害状況をみた場合このような施策については、奈良県において検討されるのが適当であると考えられるので県全体としてどのように対応していくかの指針を出してもらうよう要望書を提出する。
- (委員) 要望はしたのか。
- (事務局) 現時点では要望していない。
- (会長) 市のみでなく市長会から県へ要望してほしい。
- (事務局) 市長会から県へ要望を挙げさせてもらう。

- (委員) ヘイトスピーチ解消推進法を受けて具体的に県としての施策を図ってほしい旨、伝えさせてもらう。
- (会長) ヘイトスピーチを行う団体名称も県レベルで公表してもらうことで効果があるので、生駒市のみで公表しない方が良い。
- (委員) ある市は本邦外の出身者が多いが、当市は少ないので全県的に必要性を感じてほしい。県内部で議論してもらってきっかけとして市長会から県へ要望してほしい。
- (委員) 市内で特定個人を攻撃することが起きているのが問題で、対応を慎重に考えていくべきである。
- (委員) 要望については早く県に働きかけてほしい。
- (会長) 対応①は異論なく、②③は検討課題で、④は要望を市長会から県へ挙げてもらう。
- (委員) 市民を攻撃する団体が施設を利用する場合にヘイトスピーチが予想される。
- (会長) 団体の集会そのものが平穏に行われる場合は、施設の申請を不許可とすることは違法である。
- (委員) どうやって市民を守るのか。
- (会長) 警察が施設を警備して、何メートル以内に警察官を配置してブロックする。
- (事務局) ヘイトスピーチが何度も起これば警察の協力もある。
- (委員) 道路等での凱旋は警察が許可しないと出来ないし、音量も条例により規制されている。
- (委員) ヘイトスピーチ解消推進法は理念法なので、公共施設は条例で使用規制をしている。
- (会長) 案件3「その他」について事務局から説明願う。
- (事務局) 後日、日程調整をする。
- (委員) 了解
- (会長) 次回までにアンケート調査の設問事項について事務局へ送付してほしい。終了の挨拶。